

質問第四二号

出産・子育て応援交付金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年十一月十八日

塩村 あやか

参議院議長 尾辻 秀久 殿

出産・子育て応援交付金に関する質問主意書

政府は令和五年一月から、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援として出産・子育て応援交付金（以下「本交付金」という。）の支給を開始するとしている。本交付金の内容は、妊娠届出時に五万円相当、出生届出時に五万円相当の経済的支援であるが、その支給を現金とするか、クーポンとするかは地方自治体の判断となっている。

本交付金について、以下質問する。

- 一 本交付金は東京都が実施している「東京都出産応援事業」を参考に創設されるという理解でよいか。
- 二 東京都出産応援事業は現金の支給ではなく、事前に付与されるポイントを通じて保護者がおむつ等の現物をウェブサイトから選択し、後日現物が保護者に配送される事業である。本交付金が東京都出産応援事業を参考としているのであれば、当初は現金・クーポンの支給ではなく現物支給を検討していたのか。また、ウェブサイトにアクセスして必要な現物を注文する仕組みについて、行政側と利用者のメリットをどのように考えているのか。

右質問する。